

事 業 報 告 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 タブセクリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 兵庫県西宮市今津曙町11番8号

(3) 設立認可年月日 平成13年 4月 1日

(4) 設立登記年月日 平成13年 4月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	田伏 順三	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	タブセクリニック	2810923355	兵庫県西宮市今津曙町 11番8号	一般病床 0床

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月24日 令和4年度の決算承認

令和6年3月13日 令和6年度の予算承認

法人名 医療法人 社団 タブセクリニック
所在地 兵庫県西宮市今津曙町11番8号

※医療法人整理番号 01158

財産目録

(令和6年3月31日現在)

1. 資産額	153,231 千円
2. 負債額	151,234 千円
3. 純資産額	1,997 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	49,010
B 固定資産	104,221
C 資産合計 (A+B)	153,231
D 負債合計	151,234
E 純資産 (C-D)	1,997

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

診療所のみを運営する法人

法人名 医療法人 社団 タブセクリニック
 所在地 兵庫県西宮市今津曙町11番8号

※医療法人整理番号 01158

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	49,010	I 流動負債	20,549
II 固定資産	104,221	II 固定負債	130,685
1 有形固定資産	92,546	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	591	負債合計	151,234
3 その他の資産	11,084	純資産の部	
III 繰延資産		科 目	金 額
		I 出資金	13,000
		II 積立金	△ 11,003
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	1,997
資産合計	153,231	負債・純資産合計	153,231

(注) 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

診療所のみを運営
する法人用

法人名 医療法人 社団 タブセクリニック
所在地 兵庫県西宮市今津曙町11番8号

※医療法人整理番号 01158

損 益 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	94,383
2 事 業 費 用	93,671
本來業務事業利益	712
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	712
II 事 業 外 収 益	2,730
III 事 業 外 費 用	1,493
經 常 利 益	1,949
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	156
稅 引 前 当 期 純 利 益	1,793
法 人 稅 等	211
當 期 純 利 益	1,582

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人 社団 タブセクリニック
所在地 兵庫県西宮市今津曙町11番8号

※医療法人整理番号 01158

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。

2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合は統括を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
ハ 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

4 该当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人 社団 タブセクリニック
理事長 田伏 順三 様

私は、医療法人 社団 タブセクリニック の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月 1日

医療法人 社団 タブセクリニック

監事 南 八郎

印